平成２２年（フ）第３１５号
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人151番地６
債務者　今村美奈子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
佐賀県鳥栖市元町1309番地１　元町アパート５―19
債務者　井本　正子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
長崎県大村市杭出津３丁目83番地１、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字植木537番地１シャーメゾンすえA102号
債務者　長谷川里美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
長崎県大村市木場１丁目1056番地４パレ・ロワイヤル壱番館303号、前住所長崎県大村市久原２丁目1120番地４
債務者　原内　悠太
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
長崎県大村市杭出津１丁目495番地１　エアリーガーデンA―204、前住所沖縄県那覇市田原３丁目６番地１　小禄市営住宅５―910
債務者　東　　宏彰
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
長崎県大村市徳泉川内町754番地11
債務者　平田　良金
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
北海道日高郡新ひだか町静内末広町２丁目４番３号
債務者　柳　真紀子（旧姓野瀬）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１２８８号
仙台市太白区大塚町３番10号　サンシャイン18B―705
債務者　似内　美智（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１０号
仙台市若林区井土字南浦23番地
債務者　中村　武徳
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１１号
仙台市若林区井土字南浦23番地
債務者　中村ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１８号
宮城県岩沼市三色吉字平等20番地の61
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３３号
仙台市太白区長町８丁目21番８号　高庄アパート32
債務者　尾形　政明
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南２丁目154番地の67　菖蒲田浜町営住宅B―301号
債務者　吉田　玲名
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字松井田38番地３
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第１４６号
茨城県北茨城市中郷町石岡407番地２
債務者　竹中　理香
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１６６号
茨城県高萩市大字高萩1026番地　セジュールアサカワ101号
債務者　篠崎みどり（旧姓小川・佐藤）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所日立支部